

松江市告示第 381 号

児童福祉法第 24 条の 32 第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 24 条の 37 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 25 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業所番号
社会福祉法人ねむの木福祉会 松江市学園二丁目 7 番 10 号	相談支援事業所くれよんハウス 松江市学園二丁目 7 番 10 号	令和 7 年 9 月 30 日	障害児相談支援	3270100161